

第2期高知県消費者教育推進計画(案)に関する パブリック・コメントについて意見表明

日本損害保険協会四国支部高知損保会(会長：和田 喜勝・損害保険ジャパン株式会社高知支店長)では、2022年12月28日付けで高知県から公表された「第2期高知県消費者教育推進計画(案)」に対して意見表明を行いました。

《パブリック・コメントの概要》

高知県は消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、消費者教育の推進に関する取組を総合的、体系的に推進していくための行動計画として「高知県消費者教育推進計画」を策定しており、平成29年3月に策定した同計画が令和4年度をもって終了することから、令和5年度から令和11年度の第2期計画を新たに策定するもの

これに対し、四国支部では、以下のとおり意見表明を行っています。

《意見内容の概要》

P33 学習指導要領に基づいた消費者教育の推進について

- ・起案の内容に賛成する。なお、「児童生徒の発達段階に応じた消費者教育が行われるよう、消費者教育に関する研修会や教材、専門的知識を有する外部人材の活用について教員へ啓発します。」とある。教員に対する研修は重要であると考え、消費者教育に関する研修会についてどのような流れで研修が行われるのか具体的な内容を確認したい。
- ・上記のとおり教員に対する研修は重要であると考えられ、貴県が中心となって研修が円滑に進むことを期待する。

P44 【金融教育】および【防災教育】について

- ・何れも重要な教育であるため取組み案に賛成する。なお、金融教育は成年年齢の引下げによる影響も考えられるため、高校教育での一層の取組みが必要であると考え。

P47 自然災害等の緊急時への対応について

- ・起案の内容に賛成する。なお、近年災害が起こった地域で住宅修理などに関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが増加している。県民被害防止に向けて SNS やホームページ等への注意喚起を検討いただきたい。

四国支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組を推進していきます。